

松江市企業立地支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市企業立地支援補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金」とは、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年2月21日付企振発第182号）の規定により、一般財団法人電源地域振興センターが原子力発電施設等の周辺地域の振興を図るため交付する給付金をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助事業者等の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市企業立地支援補助金
補助金交付の目的	松江市内に工場又は事業所を新設又は増設する企業の電気料金の一部を補助することで、地場企業の振興、企業立地の促進及び雇用の拡大を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	松江市内に新設又は増設した工場又は事業所に係る支払電気料金
交付の率又は金額	補助対象事業費の10分の4の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）から島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成15年2月21日付企振発第183号）第6条の規定により算定された額（電力給付金）を控除した額
補助事業者等の範囲	松江市内（鹿島町及び東出雲町を除く。）に工場又は事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を令和8年3月31日までに受けた企業
終期	令和8年3月31日

(交付の決定及び確定)

第4条 市長は、規則第4条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、松江市企業立地支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第1号）により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、松江市企業立地支援補助金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条の規定による着手・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の時期)

第6条 補助金は、申請から3月以内に交付するものとする。

2 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、松江市企業立地支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び確定の取消し並びに返還命令）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を申請したときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、松江市企業立地支援補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第4号）により、交付の決定及び確定を受けた者に通知し、返還を求めるものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。